

**狛江市住宅マスタープラン素案に対する
パブリックコメント及び市民説明会の実施結果**

(1) パブリックコメント募集方法

- ①広報こまえ（平成 28 年 1 月 15 日号）への掲載
- ②狛江市ホームページへの掲載
- ③まちづくり推進課窓口での閲覧

(2) パブリックコメント提出方法

- ①まちづくり推進課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信

(3) 実施期間

平成 28 年 1 月 15 日（金）から 2 月 15 日（月）まで

(4) 提出できる者の範囲

- ①狛江市内に住所を有する者
- ②狛江市内に事務所又は事業所を有する者
- ③狛江市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④狛江市内に存する学校に在学する者

(5) 市民説明会の開催結果

平成 28 年 1 月 22 日（金）午後 7 時から	参加者 1 名
平成 28 年 1 月 23 日（土）午前 10 時から	参加者 1 名

(6) パブリックコメント提出数

提出者数	1 名
意見等件数	5 件

パブリックコメント期間中に出された意見

No.	内容（概要）	回答
1	<p><人口・世帯数> 6 頁の人口データを、平成 28 年 1 月の最新情報に差し替えてほしい。</p>	<p>人口・世帯数の推移については、統計こまへの国勢調査の数字を用いております。国勢調査は5年に一度の調査であり、最新の調査年次は平成 27 年となっておりますが、平成 27 年の調査結果の確定値は発表前のため、平成 22 年までの実績値を記載することとします。</p> <p>なお、平成 28 年 1 月の実績値については、住民基本台帳のデータをもとに、本文中に記載をいたします。</p>
2	<p><都市計画との関連> 70 頁、準工業地域での住宅建設に具体的な規制・誘導の例を列記してほしい。</p>	<p>70 頁（4）の《施策展開の方向》に、狛江市まちづくり指導基準の内容を追記いたします。</p>
3	<p><都市計画との関連> 71 頁、新設・拡幅事業が予定されている水道道路（調 3・4・2 号線）と公園通り（調 3・4・16 号線）の沿道整備について、何らかの表示と関連頁での説明がほしい。</p>	<p>水道道路沿道を含む、第四次事業化計画の優先整備路線の候補となっている都市計画道路の沿道地域の一部についても、重点的に良好な居住環境を維持保全していくエリアとして、設定いたします。</p>
4	<p><空き家対策> 74 頁の基本方針 1（2）で環境問題、防災・防犯問題の観点から、提案された空家実態調査などと並行して、具体的な対応が望まれる。特に防犯防災部門との協力関係を強調してほしい。</p>	<p>空家実態調査で状況把握を行い、その結果を踏まえ、必要な施策を検討してまいります。</p>
5	<p>素案の参考資料 86 頁の表現を、現に動きだそうとしている市の施策を受けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水道局用地」を「和泉多摩川緑地」に変えてほしい。 ・「水道道路の安全確保」を「水道道路拡幅事業による沿道整備」に変えてほしい。 	<p>素案の参考資料の 86 頁（決定版では 90 頁）は、狛江市後期基本計画の概要説明となっております。本頁は後期基本計画の抜粋のため、表記を変更することはできかねますことをご了承願います。</p>